

お知らせ

個人事業主様で消費税予定納税に該当されるお客様は、納付期限が8月31日（金）となっております。振替納税のお客様は口座振替日が9月27日（木）となっております。

2018

8月号

Vol.56

# NEWS LETTER

8月になりました。今年も豪雨や熱波の続く過酷な夏となっておりますが、皆様ご体調はいかがでしょう。最近は多少の豪雨や気温の上昇があっても、異常気象という言葉は使われなくなったような気がします。もはや、夕立という言葉はなくなり、夏の気温は40度近くになるのが当たり前の時代に突入したのでしょうか。

夕方になると打ち水をし、ヒグラシの鳴き声を聞きながら夏休みの宿題に追われていた30年前の夏が恋しいです。

岡村 景明

- \* 納税者と配偶者双方の所得確認を  
配偶者控除と配偶者特別控除の改正
- \* Message From Staff  
～それぞれの夏の過ごし方～

# 納税者と配偶者双方の所得確認を 配偶者控除と配偶者特別控除の改正

平成29年度税制改正により、配偶者の合計所得金額（以下本文内、所得金額）に応じて受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見直されました。これにより30年分から配偶者控除では納税者本人の所得金額に制限が加わり、配偶者特別控除については控除の対象となる配偶者の所得金額が拡大等されました。

末時点の配偶者の年齢が70歳以上の場合は48万円）の控除を受けることができました。これが改正で下表Bのとおり、適用を受けることができる納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逡減する措置が講じられました。

下表Bでお分かりのとおり、今回の改正で影響を受けるのは、納税者自身の所得金額が900万円を超えた場合です。900万円を超えると控除額が逡減し、1,000万円を超えると適用することができなくなりました。

## 対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で下表Aの3つの条件すべてにあてはまる人を行います。この“配偶者”の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられます。

## 配偶者控除

29年分までの配偶者控除は、配偶者の所得金額が38万円以下であれば、所得税の計算上、納税者本人の所得金額に関係なく38万円（年

## 配偶者特別控除

配偶者特別控除は、納税者自身の所得金額が1,000万円以下であることその他、配偶者の所得金額に応じて、所得税の計算上、最高38万円まで控除が受けられるものです。これが改正で配偶者の所得金額の上限が引き上げられた一方で、所得金額が900万円を超える納税者については、控除額が所得金額に応じて逡減します。

### A. 「配偶者」の条件

- ・ 婚姻届が提出されている配偶者であること（つまり、内縁関係者は対象外です）
- ・ 納税者と生計が一緒であること（一緒に暮らしているかどうかは関係ありません）
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

### B. 配偶者控除（配偶者の合計所得金額38万円（給与のみであれば年収103万円）以下）

		適用年分		～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～
配偶者	年末時点での年齢			70歳未満		70歳以上	
納税者	合計所得金額 (給与のみの場合の年収)	900万円以下 (1,120万円以下)		38万円	38万円	48万円	48万円
		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)			26万円		32万円
		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)			13万円		16万円
		1,000万円超 (1,220万円超)			—		—

影響を受ける範囲：合計所得金額900万円超

具体的な金額は、下表Cのとおりです。

配偶者の所得金額が76万円以上123万円以下も対象に含まれることになったものの、納税者の所得金額が900万円を超えると配偶者の所得金額との組合せによっては、控除額がこれまでより減少するケースがあります。

なお、住民税においても控除額は異なりますが、同様の改正が31年度から適用されます。

この時期は29年分の確定申告が終わっている頃です。自身の確定申告状況を確認しながら、影響を受ける場合の税額を試算されてはいかがでしょうか。

### C. 配偶者特別控除

配偶者		納税者の合計所得金額 (参考: 給与のみの場合の年収)					
参考: 給与のみの場合の年収 (円)	合計所得金額	900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
		~平成29年	平成30年~	~平成29年	平成30年~	~平成29年	平成30年~
		1,030,001 ~ 1,049,999	38万円超 40万円未満	38 万円		38 万円	
1,050,000 ~ 1,099,999	40万円以上 45万円未満	36 万円	38 万円	36 万円	26 万円	36 万円	13 万円
1,100,000 ~ 1,149,999	45万円以上 50万円未満	31 万円		31 万円		31 万円	
1,150,000 ~ 1,199,999	50万円以上 55万円未満	26 万円		26 万円		26 万円	
1,200,000 ~ 1,249,999	55万円以上 60万円未満	21 万円		21 万円		21 万円	
1,250,000 ~ 1,299,999	60万円以上 65万円未満	16 万円		16 万円		16 万円	
1,300,000 ~ 1,349,999	65万円以上 70万円未満	11 万円		11 万円		11 万円	
1,350,000 ~ 1,399,999	70万円以上 75万円未満	6 万円		6 万円		6 万円	
1,400,000 ~ 1,409,999	75万円以上 76万円未満	3 万円		3 万円		3 万円	
1,410,000 ~ 1,500,000	76万円以上 85万円以下	—		—		—	
1,500,001 ~ 1,550,000	85万円超 90万円以下	—		36 万円		—	
1,550,001 ~ 1,600,000	90万円超 95万円以下	—	31 万円	—	21 万円	—	11 万円
1,600,001 ~ 1,670,000	95万円超 100万円以下	—	26 万円	—	18 万円	—	9 万円
1,670,001 ~ 1,750,000	100万円超 105万円以下	—	21 万円	—	14 万円	—	7 万円
1,750,001 ~ 1,830,000	105万円超 110万円以下	—	16 万円	—	11 万円	—	6 万円
1,830,001 ~ 1,900,000	110万円超 115万円以下	—	11 万円	—	8 万円	—	4 万円
1,900,001 ~ 1,970,000	115万円超 120万円以下	—	6 万円	—	4 万円	—	2 万円
1,970,001 ~ 2,010,000	120万円超 123万円以下	—	3 万円	—	2 万円	—	1 万円
2,010,001 ~	123万円超	—	—	—	—	—	—

影響を受ける範囲:

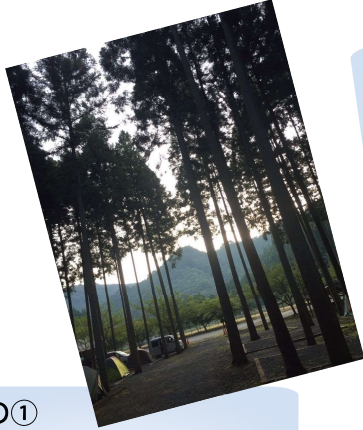
- ・ 納税者の合計所得金額900万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額40万円以上
- ・ 納税者の合計所得金額900万円超

# Message From Staff

## ～それぞれの夏の過ごし方～

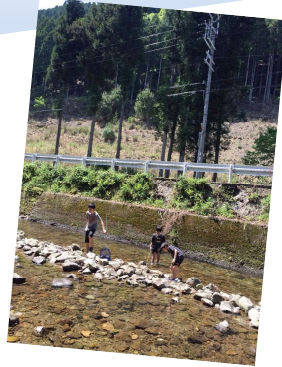
### 夏休みはキャンプへGO！

今年も夏休みには恒例のキャンプへ家族で行きます。  
我が家のキャンプに欠かせないものたちをご紹介します！



その①  
山の中のキャンプ場  
(自然の涼を求めます！)

その②  
近くには川  
(水場はもっと涼しいです)



その③  
夕飯はもちろんバーベキュー  
(キャンプにお肉は欠かせません！)



お勧めのキャンプ場があれば、ぜひ情報をお願いします(^^)♪

芦谷 久美子

### 夏休みはコミケへGO！

今年も夏休みには恒例のコミケへ1人で行きます。  
(最近では現地で合流する友人ができました！)



その①  
会場のビッグサイト  
(みんなグッズを求めています！)

その②  
近くのコンビニ  
(下の方はウィダーインゼリーです)



その③  
夕飯は友人達と居酒屋  
(みんなで地方のお土産交換会！)



お勧めのお土産(猛暑に耐えられる)があれば、ぜひ情報をお願いします(^^)♪

川端 優美

## 岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

JR 六甲道

